

新型コロナウイルス感染症対策に関する 事業者支援ガイド

令和2年7月27日 更新

- ・宮城県雇用維持交付金
- ・宮城県中小企業等再起支援事業

について新規掲載しました。

宮 城 県

目 次

I 相談窓口

1	事業者向け相談窓口の設置	p 1
2	中小企業向け専門家経営相談	p 1
3	漁業者向け専門家経営相談	p 2
4	水産加工業者向けワンストップ相談窓口	p 2
5	農業経営相談窓口	p 3

II 雇用維持のための支援

6	雇用調整助成金 <新型コロナウイルスに伴う特例>	p 4
7 【新規】	宮城県雇用維持交付金	p 5
8	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	p 6
	(労働者を雇用する事業主の方向け)	
9	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金	p 7
	(委託を受けて個人で仕事をする方向け)	
10	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金	p 8
11	両立支援助成金 介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」	p 9
12	未払賃金立替払	p 10
13	労働保険料・一般拠出金の納付の猶予(特例猶予)	p 11
14	労働保険料・一般拠出金の納付の猶予(災害猶予・通常の場合の猶予)	p 12

III 事業継続のための支援(融資制度など)

15	宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	p 14
16	持続化給付金	p 15
17	家賃支援給付金	p 16
18	新型コロナウイルス感染症対応資金	p 17
19	新型コロナウイルス感染症特別貸付	p 18
	マル経融資(小規模事業者経営改善資金)(新型コロナウイルス感染症関連)	
20	農林漁業セーフティネット資金(日本政策金融公庫資金)	p 19
21	農林業経営サポート資金 ~短期運転資金関連~	p 20
22	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	p 21
23	農業近代化資金	p 22
24	農業経営負担軽減支援資金	p 22
25	経営体育成強化資金	p 23
26	漁業近代化資金	p 23
27	漁業経営サポート資金 ~短期運転資金関連~	p 24
28	県税の徴収の猶予制度の特例	p 25

29	農業保険（収入保険、農業共済）の保険料等の支払い期限の延長	…… p 2 6
30	【更新】 中小企業等再起支援事業	…… p 2 7

IV [経済活動の回復及び強化に向けた支援](#)

31	持続化補助（一般型）	…… p 2 8
32	持続化補助（コロナ型）	…… p 2 9
33	ものづくり・商業・サービス補助	…… p 3 0
34	高収益作物次期作支援交付金（国庫事業）	…… p 3 1
35	肥育経営緊急支援事業	…… p 3 1
36	輸出先国市場変化対応施設等整備緊急支援事業	…… p 3 2
37	IT企業テレワーク導入・人材育成支援事業	…… p 3 3
38	サプライチェーン構築支援	…… p 3 4

I 相談窓口

事業者向け相談窓口の設置
新型コロナウイルス感染症が拡大していることに伴い、事業者向けに経営や資金繰り等に関する相談窓口を設置しています。
<p>■相談方法 電話又は来庁</p> <p>■相談内容（相談例等） 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、小規模事業者の経営相談、国及び県の支援制度の紹介など</p> <p>■相談時間 令和2年2月18日から当分の間 午前8時30分から午後5時まで（土日・祝日を除く）</p>
<p>■問い合わせ・相談窓口 宮城県 経済商工観光部 中小企業支援室 経営支援班 電話：022-211-2742 メール：chukisik@pref.miyagi.lg.jp URL：https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/corona.html</p>

中小企業向け専門家経営相談
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、中小企業・小規模事業者の経営や資金計画などの課題解決のため、専門的な知識を有する（公財）みやぎ産業振興機構の登録専門家による「相談対応」「専門家派遣」を実施し、課題解決のための助言を行います。
<p>■相談方法 ①相談申込・ヒアリング ②専門家による相談（電話等） ③専門家派遣 ※②相談の結果、複数回に渡る対応が必要と判断した場合</p> <p>■相談内容（相談例等） 新型コロナウイルス感染症の影響による資金計画や労務管理等経営課題について</p> <p>■専門家とは （公財）みやぎ産業振興機構に登録している中小企業診断士、社会保険労務士など</p>
<p>■問い合わせ・相談窓口 （公財）みやぎ産業振興機構 産業育成支援部事業支援課 電話：022-225-6697 URL：https://www.joho-miyagi.or.jp/hazard_information/25353</p>

漁業者向け専門家経営相談

法人化・協業化の検討や社会保険制度の整備、経営計画の作成など漁業経営の安定化・効率化を図るために、中小企業診断士や社会労務士などの経営に関する各種専門家から支援を受けることができます。新型コロナウイルス感染症への対応に関する相談も受け付けています。

■相談方法

管内の地方振興事務所水産漁港部にお問い合わせください。相談内容に応じた各種専門家を選定の上、派遣日を調整します。相談料等は無料です。

■相談内容(相談例等)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に対処するため経営の安定化を目的に運転資金を借り入れたいが、返済計画作成の支援をしてほしい。
- ・決算書等から経営分析を行い、改善点や設備投資など経営指導をしてほしい。など

■問い合わせ・相談窓口

宮城県水産林政部水産業振興課企画推進班 (電話：022-211-2935)
仙台地方振興事務所水産漁港部水産振興班 (電話：022-365-0192)
東部地方振興事務所水産漁港部水産振興班 (電話：0225-95-7914)
気仙沼地方振興事務所水産漁港部水産振興班 (電話：0226-22-6852)

水産加工業者向けワンストップ相談窓口

水産加工業者の経営に関する様々な相談をワンストップで受け付け、国や県、関係団体の支援事業等をご案内します。

新型コロナウイルス感染症への対応に関する相談も受け付けています。

■相談方法

電話又はメールでお問い合わせ下さい。

■相談内容(相談例等)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた水産加工業者の経営に関する課題等の相談について
(例：新型コロナウイルス感染症の影響により、経営状況が落ち込んでいるため、国や県の支援施策を教えてください。等)

■相談時間

午前8時30分から午後5時15分まで(土日・祝日を除く)

■問い合わせ・相談窓口

宮城県 水産林政部 水産業振興課 流通加工班(みやぎ水産加工振興協議会事務局)
電話：022-211-2931
メール：suishinr@pref.miyagi.lg.jp

農業経営相談窓口

新型コロナウイルス感染症の拡大により、営農継続への不安を持つ農業者からの相談に対して、指導・助言等を行います。

■相談方法

- ・電話又は来庁

■相談内容（相談例等）

- ・農業経営や事業継続に不安を持つ農業者の方からの相談に対し、新型コロナウイルス感染症の予防対策や金融支援対策など

■相談時間

- ・月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（土日、祝日を除く）

■問い合わせ・相談窓口

宮城県農政部農業振興課（電話：022-211-2837）

大河原地方振興事務所農業振興部（電話：0224-53-3519）

仙台地方振興事務所農業振興部（電話：022-275-9250）

北部地方振興事務所農業振興部（電話：0229-91-0717）

北部地方振興事務所栗原地域事務所農業振興部（電話：0228-22-9437）

東部地方振興事務所農業振興部（電話：0225-95-7612）

東部地方振興事務所登米地域事務所農業振興部（電話：0220-22-8603）

気仙沼地方振興事務所農業振興部（電話：0226-24-2534）

亘理農業改良普及センター（電話：0223-34-1141）

美里農業改良普及センター（電話：0229-32-3115）

II 雇用維持のための支援

雇用調整助成金 <新型コロナウイルスに伴う特例> (緊急対応期間 令和2年4月1日から令和2年9月30日)

新型コロナウイルス感染症に伴う「経済上の理由」により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（特例事業主）が休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を国が助成します。

■対象者

新型コロナウイルスに伴う経済上の理由により休業等を行う事業主
※休業等の初日が令和2年1月24日以降のものに遡って適用されます。

■対象経費

一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合の休業手当、賃金等の一部

■助成率

[中小企業] 2/3 [大企業] 1/2

※緊急対応期間 [中小企業] 4/5 [大企業] 2/3

さらに、解雇等しなかった場合 [中小企業] 10/10 [大企業] 3/4

■支給限度日数

1年間で100日（ただし、緊急対応期間中に実施した休業等は、この支給限度日数とは別に支給）

■支給要件

①休業等計画届の提出

通常、助成対象となる休業等を行うに当たり、事前に計画届の提出が必要ですが、特例事業主は休業手当計画書の提出を不要とします。

また、令和2年1月24日から令和2年5月31日までに判定基礎期間の初日がある休業については、計画書提出の有無に関わらず、令和2年8月31日までに申請ができます。

②生産指標の確認

最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標（生産指標）が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

（※緊急対応期間においては、5%以上減少）

③新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても、助成対象とします。

④短時間休業の要件を緩和し、事業所内の部門、店舗等施設毎の休業も対象とします。

⑤教育訓練を実施した場合の加算額を引き上げます。

[中小企業：2,400円] [大企業：1,800円]

⑥雇用保険被保険者でない労働者も休業の対象とします。（緊急雇用安定助成金）

事業主と雇用関係にある週20時間未満の労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）などが対象となります。（緊急対応期間に限る）

■上限額の特例

緊急対応期間を含む判定基礎期間において、特例事業主が実施した休業及び教育訓練（出向を含まない）に係る日額の最高額がこれまでの8,330円から15,000円となりました。

■問い合わせ・相談先

宮城労働局 職業安定部 職業対策課

住 所：宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎2階

電 話：022-299-8063

宮城県雇用維持交付金

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、国の「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」（以下「雇用調整助成金等」という。）の支給決定を受けた中小企業事業主に対し、雇用維持に要した経費の一部を上乗せして助成します。

■支給対象

雇用維持のための措置として実施した休業等について、宮城労働局より「雇用調整助成金等」の支給決定を受けた中小企業事業主

■申請期限

宮城労働局から支給決定を受けた日の翌日から起算して3か月以内または、令和3年3月12日までのいずれか早い日

■助成対象期間

令和2年4月1日から令和2年9月30日に実施した休業（教育訓練によるものを含む。）

■助成率

事業主の支払った休業手当等（教育訓練中の賃金相当額を含む。）と国の雇用調整助成金等との差額の2分の1

ただし、上記にかかわらず、国の雇用調整助成金等と県補助額の合計で日額15,000円が上限となります。

■問い合わせ・相談先

宮城県経済商工観光部雇用対策課 雇用創出支援班 雇用維持交付金担当
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙日本町ビル2階
電話：022-797-4026

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け)

新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対する助成金を創設しました。

また、今後、対象となる休暇取得を延長し、令和2年7月1日から9月30日までの間に取得した休暇についても支援を行います。

■対象者（下記の期間により変更があります。）

[期間①：令和2年2月27日～3月31日]

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども
 - ② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校等に通う子ども
- 以上の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者**

[期間②：令和2年4月1日～9月30日]

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども
 - ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども
 - (ア) 新型コロナウイルスに感染した子ども
 - (イ) 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども（発熱等の風邪症状、濃厚接触者）
の世話を保護者として行うことが必要となった労働者
 - (ウ) 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化する
リスクの高い基礎疾患等を有する子ども
- 以上の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者**

■助成内容

・有給休暇（年次有給休暇を除く）を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算金額（※）×有給休暇の日数により算出した合計額を支給します。

※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円（4月1日以降に取得した休暇は15,000円）を上限とする）

■申請期間

令和2年12月28日まで

■問い合わせ先

学校等休業助成金・支援金・雇用調整助成金コールセンター

電話 0120-60-3999（受付時間：9：00～21：00 ※土日・祝日含む）

■担当部署

宮城労働局 雇用環境・均等室

住 所：仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎8階

電 話：022-299-8834

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合に、その小学校等に通う子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援するための新たな支援金を創設しています。

■対象者 ※以下の(1)～(4)のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 保護者であること。
親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母等)であって、子どもを現に監護する者
- (2) 対象期間中に、①又は②の子どもの世話をを行うこと。
①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども
②新型コロナウイルスに感染した子ども等、小学校等を休むことが適当と求められる子ども
- (3) 小学校等の臨時休業等の前に、以下の業務委託契約等を締結していること
「業務委託契約等」とは
発注者から、仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬を支払われることを内容とする契約
- (4) 小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話をを行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと
「業務委託契約等に基づき予定されていた日時」とは
あらかじめ、業務委託契約等で示されていた業務を行う日時

■支援の内容

令和2年2月27日から3月31日までの間において、
就業できなかった日について、1日当たり4,100円(定額)
令和2年4月1日から9月30日までの間において、
就業できなかった日について、1日当たり7,500円(定額)

■申請期間

令和2年12月28日まで

■問い合わせ先

学校等休業助成金・支援金・雇用調整助成金コールセンター
電話 0120-60-3999 (受付時間:9:00～21:00 ※土日・祝日含む)

■担当部署

宮城労働局 雇用環境・均等室
住 所：仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎8階
電 話：022-299-8834
URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage-10231.html>

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、妊娠中の女性労働者に有給の休暇（年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対する助成金を創設しました。

■助成金の対象

次の①～③の全ての要件を満たす事業主が対象です。

令和2年5月7日から9月30日までの間に

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、
- ③ 令和2年5月7日から令和2年1月31日までの間に、当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主

■助成内容

対象労働者1人当たり、

有給休暇5日以上20日未満：25万円

以降、20日ごとに15万円加算（上限額：100万円）

※1事業所当たり20人まで

■申請期間

令和2年6月15日～令和3年2月28日

■問い合わせ先

宮城労働局 雇用環境・均等室

住 所：仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎8階

電 話：022-299-8834

URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage-11686.html>

両立支援助成金 介護離職防止支援コース 「新型コロナウイルス感染症対応特例」

今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、有給休暇を取得して介護を行えるような取組を行う中小企業事業主を支援するため、両立支援等助成金（介護離職防止支援コーナー）に「新型コロナウイルス感染症対応特例」を創設しました。

■助成金の内容

① 新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための有給の休暇制度（※1）を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知すること。

※1：所定労働日の20日以上取得できる制度

※1：法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要

② 新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を合計5日以上（※2）取得すること。

※2：対象となる休暇の取得期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

※2：過去に年次有給休暇や欠勤により休んだ日について、事後的に①の休暇を取得したこととして振り替えた場合も対象となる（振り替える際には、労働者本人に説明し同意を得る必要がある）

■対象となる労働者

① 介護が必要な家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスが、新型コロナウイルス感染症による休業等により利用できなくなった場合

② 家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスについて、新型コロナウイルス感染症への対応のため利用を控える場合

③ 家族を通常介護している者が、新型コロナウイルス感染症の影響により家族を介護することができなくなった場合

■助成内容

対象労働者1人当たり、取得した休暇日数が合計5日以上10日未満：20万円

取得した休暇日数が合計10日以上：35万円

※1企業当たり、5人分まで支給

■申請期間

支給要件を満たした翌日から起算して2カ月以内

※令和2年6月15日より前に支給要件を満たしていた場合は、8月15日まで

■問い合わせ先

宮城労働局 雇用環境・均等室

住 所：仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎8階

電 話：022-299-8834

URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba/kosodate/ryouritsu01/index.html>

未払賃金立替払

企業（中小企業に限る）が、新型コロナウイルス感染症による影響などにより倒産状態に至った場合に、国が企業に代わって未払賃金額の一部を立替払する制度です。

■対象者

倒産状態に至り、賃金を支払うことができない中小企業

※事業主に係る要件は以下のいずれにも該当することです。

- ① 労災保険の適用事業に該当すること
- ② 1年以上の期間当該事業を行っていること
- ③ 倒産状態に至っていること

※労働者に係る要件は倒産状態に至った日の6月前の日から2年間に退職した労働者が対象になります。

（この制度を利用することができる事業主及び労働者の要件の詳細については、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。）

■支援内容

労働者の未払賃金のうち、基準退職日の6月前から請求日の前日までに支払期日が到来し、まだ支払われていない賃金の総額または限度額のうちいずれか低いほうの額の100分の80を立て替えて労働者に直接支払います。

■具体的なご利用方法

最寄りの労働基準監督署にご相談ください。各監督署の連絡先は、仙台 022-299-9075、石巻 0225-22-3366、古川 0229-22-2112、大河原 0224-53-2154、瀬峰 0228-38-3131 です。

■その他

賃金台帳や出勤簿など手続きに必要な書類がございますので、労務関係書類を適切に保管いただきますとともにできるだけ早く、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

■問い合わせ・相談先

宮城労働局 労働基準部 監督課

住 所：仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎8階

電 話：022-299-8838

URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/news20191016taihu-19.html>

労働保険料・一般拠出金の納付の猶予（特例猶予）

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、労働保険料等の納付を、1年間猶予することができます。

この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。

猶予の要件

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ② ①により、一時に納付を行うことが困難であること（※）
※ 「一時に納付を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。
- ③ 納期限までに申請書が提出されていること

猶予対象となる労働保険料等

令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する労働保険料等が対象となります。

申請方法

「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）を管轄の労働局に提出してください。申請書の作成にあたっては、以下の書類などをもとに必要事項を記載してください。また、根拠となる書類を準備することが難しい場合は、職員が口頭での聞き取りにより確認させていただきます。

- ① 事業収入の減少等について
（例）売上帳，現金出納帳，預金通帳の写しなど
- ② 収入及び支出の状況等について
（例）仮決算書（将来見込），資金繰表（試算表）など
- ③ 現金・預貯金残高について
（例）預金通帳の写し，固定資産台帳，不動産登記簿謄本など

※ 国税，地方税，厚生年金保険料等について，特例猶予が許可されている場合は，既に許可を受けている国税・地方税・厚生年金保険料等に係る猶予申請書及び猶予許可通知書のコピーを添付していただくことにより，「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」の「2 猶予額の計算」の記載を省略できます。

郵送又は電子申請でも受け付けております。電子申請の場合，年度更新の申告書の添付書類として申請いただくこととなります。

内容の詳細や申請用紙等については，厚生労働省ホームページ上で”労働保険の適用・徴収”で検索し，表示された画面の上部にあるタイトル「新型コロナウイルス感染症関連情報」からご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/index.html

■問い合わせ・相談先

宮城労働局 総務部 労働保険徴収課

住 所：宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎7階

電 話：022-299-8842（ダイヤルイン）

URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1.html>

労働保険料・一般拠出金の納付の猶予（災害猶予・通常の場合の猶予）

労働保険料等を一時に納付することが困難となった場合、一定の要件に該当するときは、納付の猶予が認められます。

(1) 災害による納付の猶予

震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、財産に相当の損失を受けた場合について、一定の要件に該当するときは、納付の猶予が認められます。

納付の猶予が認められると、

- ① 猶予期間中の延滞金が免除されます。
- ② 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

(2) 通常の場合の納付の猶予

労働保険料等を一時に納付することが困難となった場合、一定の要件に該当するときは、納付の猶予が認められます。納付の猶予が認められると、

- ① 猶予された金額を猶予期間中に分割して納付することができます。
- ② 猶予期間中の延滞金が免除されます。
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

(1) 災害による納付の猶予

■猶予の要件

- ① 事業主が、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、全積極財産（負債を除く資産）のおおむね20%以上に損失を受けたこと
- ② 納付すべき労働保険料等が、①の損失を受けた日以後1年以内に納付するものであること（労働保険料等の納期限が、その損失を受けた日以後に到来するものであること）
- ③ 申請書が提出されていること

■猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内（※）で、被害のあった財産の損失の状況及び財産の種類を勘案して決定されます。

※ 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、通常の場合の納付の猶予（裏面参照）を申請することにより、災害による納付猶予の猶予期間と合わせて最長3年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

■申請方法

- ① 管轄の都道府県労働局に「労働保険料等納付猶予申請書」などを提出する必要があります。
- ② 災害がやんだ日（※）から2か月以内に申請する必要があります。
※ 申請者の被災状況を斟酌し判断することとなり、申請者ごとに異なる場合がありますので、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

(2) 通常の場合の納付の猶予

■猶予の要件

- ① 次のいずれかに該当する事実があること
 - ・ 財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと
 - ・ 事業主又はその生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
 - ・ 事業を廃止し、又は休業したこと
 - ・ その事業につき著しい損失（※）を受けたこと
- ※ 「著しい損失」とは、申請前の1年間において、その前年の利益額の2分の1を超える損失

(赤字)を生じた場合をいいます。

(例：250万円の利益から150万円の損失に転じた。→利益額の2分の1=125万円超え)

・上記に類する事実があった場合には、都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください

- ② ①の該当事実により、納付すべき労働保険料等を一時に納付することができないと認められること
- ③ 申請書が提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする労働保険料等の金額に相当する担保の提供があること

■猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内(※)で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く労働保険料等を完納することができると認められる期間に限られます。

※ 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

■申請方法

- ① 管轄の都道府県労働局に「労働保険料等納付猶予申請書」などを提出する必要があります。
- ② 猶予に該当する事実発生後、猶予を受けようとする期間より前に申請する必要があります。
- ③ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供が必要です。
100万円以下である場合、猶予期間が3か月以内である場合、担保として提供することができる財産がない場合は担保を提供する必要はありません。

内容の詳細や申請用紙等については、厚生労働省ホームページ上で”労働保険の適用・徴収”で検索し、表示された画面の上部にあるタイトル「新型コロナウイルス感染症関連情報」からご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/index.html

■留意事項等

- ・労働保険料等を免除するものではありませんのでご注意ください。
- ・通常の手続(労働保険料の申告手続等)に合わせて、猶予の申請が必要です。

■問い合わせ・相談先

宮城労働局 総務部 労働保険徴収課

住 所：宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎7階

電 話：022-299-8842 (ダイヤルイン)

URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1.html>

Ⅲ 事業継続のための支援（融資制度など）

宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の要請や協力依頼に応じて、令和2年4月25日から同年5月6日までの間、施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力いただいた事業者に協力金を支給します。

■対象者

以下の条件を満たす事業者

- ・県内で施設を運営する事業者（大企業を除く）
- ・令和2年4月25日より前に、事業を開始し、かつ、営業の実態がある事業者
- ・令和2年4月25日から同年5月6日までの間（要請期間）、県の要請や協力依頼に応じ、施設の使用停止や休業、営業時間の短縮に全面的にご協力いただいた事業者

※ 全面的な協力とは、令和2年4月25日から令和2年5月6日までのすべての期間において、休業等（飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮）にご協力いただいた場合となります。

※ 飲食店等の食事提供施設における営業時間短縮とは以下のとおりです。

【酒類の提供がない施設】

①20時以降に営業を行っている施設が、要請期間中の全ての日において20時から翌朝5時まで店舗での営業を行わなかった場合（終日休業も含む）。

【酒類の提供がある施設】

②上記①に加え、19時以降に店内で酒類の提供を行っている施設が、要請期間中の全ての日において19時から翌朝5時まで店内での酒類の提供を行わなかった場合。

■支給額

1事業者あたり30万円（原則）

■その他

支給は対象となる施設（店舗）の所在する各市町村で実施いたします。
詳しくは下記お問い合わせ先に相談願います。

■問い合わせ・相談窓口

宮城県 経済商工観光部 富県宮城推進室
電話：022-211-2793

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の申請に関する各市町村申請窓口

URL：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/fukensui/coronavirus-kyoryokukin-2.html>

持続化給付金

新型コロナウイルス感染症感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者を対象に、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える、給付金を支給します。

■対象者

以下の条件を満たす事業者

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
- ・2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- ・事業者が法人の場合は、

① 資本金の額又は出資の総額が10億円未満

② ①の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下

※ 商工業に限らず、農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など、幅広い業種で事業収入(売上)を得ている法人・個人の方が対象となります。

※ 2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※ 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

■給付額

【中小法人等】200万円まで【個人事業者等】100万円まで

※ ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限。

<売上減少分の計算方法>

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

○ 算定事例の具体例

各月の事業収入

【単位：万円】

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2019年	30	20	10	30	30	20	30	30	30	20	20	30
2020年	40	20	20	13								

➢ 2019年の年間事業収入：300万円(A)

➢ 2019年4月の月間事業収入：30万円(B)

➢ 2020年4月の月間事業収入：13万円(C)

2019年4月分の月間事業収入が30万円(B)、2020年4月の月間事業収入が13万円(C)。

→ 前年同月比で50%以上減少 → 給付対象

売上減少分は、300万円(A) - 13万円(C) × 12 = 144万円

◇ 事業者が【中小法人等】のときは、144万円と200万円(上限額)を比較し、売上減少分(144万円)が上限額(100万円)を下回っていることから給付額は144万円(売上減少分が200万円以上の時は200万円が給付額)

◇ 事業者が【個人事業者等】のときは、144万円と100万円(上限額)を比較し、売上減少分(144万円)が上限額(100万円)を上回っていることから給付額は100万円(売上減少分が100万円以下の時はその額が給付額)

■その他

申請はホームページからの電子申請が基本となっています。

ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために「申請サポート会場」(完全予約制)が開設されています。予約方法は①Web予約 ②電話予約(自動) ③電話予約(オペレーター対応)

0570-077-866

詳しくは下記お問い合わせ先に相談願います。

■問い合わせ・相談窓口

持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線]03-6831-0613

URL: <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

家賃支援給付金

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続をした支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します。

■対象者

以下の条件を全て満たす事業者

- ①資本金10億円未満の中堅企業，中小企業，小規模事業者，フリーランスを含む個人事業者
※医療法人，農業法人，NPO法人，社会福祉法人など，会社以外の法人も幅広く対象。
- ②5月～12月の売上高について，1ヶ月で前年同月比▲50%以上または，連続する3ヶ月の合計で前年同期比▲30%以上
- ③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

■給付額

【法人】600万円まで【個人事業者】300万円まで

<算定方法>

申請時の直近1ヶ月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+ [支払賃料の75万円の超過分×1/3]
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+ [支払賃料の37.5万円の超過分×1/3]

■その他

7月14日（火）より申請受付を開始しました。

申請の期間は令和2年7月14日から令和3年1月15日までです。

ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために「申請サポート会場」を開設しております。

詳しくは下記お問い合わせ先に相談願います。

■問い合わせ・相談窓口

家賃支援給付金 コールセンター 0120-653-930

URL:<https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>

新型コロナウイルス感染症対応資金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等へ県制度融資により資金繰りを支援する。

■対象者

【セーフティネット保証4号】

○次の要件に該当し、市町村長の認定を受けた中小企業者等

※前年実績の無い創業者や、業容拡大した方について、認定基準の運用が緩和されています。

(イ) 県内において1年間以上継続して事業を行っていること

(ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

【セーフティネット保証5号】

○次の要件に該当し、市町村長の認定を受けた中小企業者等

※前年実績の無い創業者や、業容拡大した方について、認定基準の運用が緩和されています。

指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等※が前年同期比で5%以上減少していること

【危機関連対策資金】

○次の要件に該当し、市町村長の認定を受けた中小企業者等

(イ) 金融取引に支障をきたしており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としていること

(ロ) 経済産業大臣が指定した案件に起因して、原則として、最近1ヶ月の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること

■支援内容（融資条件）

償還期間 運転・設備資金10年以内（据置5年以内）

融資限度額 一企業 4,000万円

利率 年1.30%

利子補給 対象：売上高▲5%以上の個人事業主、売上高▲15%以上の小・中規模事業者
補給期間：当初3年間（年1.30%）

対象限度額：4,000万円

保証料 年0.85%

保証料補助 個人事業主（小規模のみ） 売上高▲5%以上 保証料ゼロ

小・中規模事業者 売上高▲5%以上 保証料1/2

小・中規模事業者 売上高▲15%以上 保証料ゼロ

取扱期間 令和2年5月1日（金）から令和2年12月31日（木）までに保証申込み受付し、かつ令和3年1月31日（日）までに融資実行されたもの

※取扱期間については延長となる場合があります。

■手続きの流れ

- 1 市町村に認定の申請
- 2 取扱金融機関へ融資の申込み
- 3 審査
- 4 融資実行

■問い合わせ・相談窓口

宮城県 経済商工観光部 商工金融課

電話：022-211-2744

メール：syokokink@pref.miyagi.lg.jp

新型コロナウイルス感染症特別貸付 マル経融資（小規模事業者経営改善資金）（新型コロナウイルス感染症関連）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等へ日本政策金融公庫の融資により資金繰りを支援する。

1 新型コロナウイルス感染症特別貸付

(1) 国民生活事業

■対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方

1. 最近1ヵ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方
2. 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - (1) 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高
 - (2) 令和元年12月の売上高
 - (3) 令和元年10月から12月の平均売上高

■支援内容（融資条件）

資金使途 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金

融資限度額 8,000万円（別枠）

利 率 基準利率（ただし、4,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%、4年目以降は基準利率）

返済期間 設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内）

運転資金 15年以内（うち据置期間5年以内）

担 保 無担保

(2) 中小企業事業

■対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれにも当てはまる方

1. 最近1ヵ月の売上が前年または前々年同期に比し5%以上減少していること、またはこれと同様の状況にあること
※業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は国民生活事業と同様
2. 中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること

■支援内容（融資条件）

資金使途 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および長期運転資金

融資限度額 既往貸付残高にかかわらず直接貸付 6億円

利 率 基準利率（ただし、2億円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%、4年目以降は基準利率）

返済期間 設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内）

運転資金 15年以内（うち据置期間5年以内）

担 保 無担保

2 マル経融資（小規模事業者経営改善資金）（新型コロナウイルス感染症関連）

■対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方（※）

※商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けており、商工会議所等の長の推薦が必要です。

■支援内容（融資条件）

資金使途 運転資金、設備資金

融資限度額 通常の融資額（限度額2,000万円）+別枠1,000万円

利 率 特別利率F（ただし、当初3年間は特別利率F-0.9%（別枠の1,000万円以内）、一部の対象者については、特別利率F-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補

給される予定)

返済期間 設備資金 10年以内 (据置期間4年以内 (別枠の1,000万円以内))

運転資金 7年以内 (据置期間3年以内 (別枠の1,000万円以内))

■問い合わせ・相談窓口

日本政策金融公庫

事業資金相談ダイヤル 電話 0120-154-505

仙台支店 (住所: 仙台市青葉区中央 1-6-35 東京建物仙台ビル)

国民生活第一事業 022-222-5173

国民生活第二事業 022-222-5377

中小企業事業 022-223-8141

石巻支店 (住所: 石巻市穀町 16-1 明治中央ビル)

国民生活事業 0225-94-1201

農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）

株式会社日本政策金融公庫において、農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資します。

■対象者

・新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を公庫が確認できた方

■支援内容（融資条件）

・貸付限度額を「600万円又は年間経営費（又は粗収益）の12分の6」から「1,200万円又は年間経営費（又は粗収益）の12分の12」に引き上げる

・貸付利率を貸付当初5年間実質無利子化する

・実質無担保での貸付け

■その他

■問い合わせ・相談窓口

株式会社日本政策金融公庫仙台支店 農林水産事業

住 所： 宮城県仙台市青葉区中央1-6-35 東京建物仙台ビル

電 話： 022-221-2331

URL： <https://www.jfc.go.jp/>

農林業経営サポート資金 ～短期運転資金関連～

新型コロナウイルス感染症により農林業経営に影響を受け、今後の経営の維持や安定に向けた資金を必要とする農林業者を支援するため、無利子の短期運転資金を融資します。

■対象者

新型コロナウイルス感染症により農林業経営に影響が生じている農林業者

■支援内容（融資条件等）

(1)資金使途 短期運転資金

（当面必要な人件費、種苗購入費、購買未払代金等の支払に要する経費等）

(2)貸付条件

・貸付限度額 以下の①または②のいずれか低い額

①個人150万円※、法人等500万円

※ただし農林業所得が総所得の過半を占める個人については300万円

②新型コロナウイルス感染症による個々の経営における農林業被害額

・貸付利率 無利子

・償還期間 1年

(3)借入申込期間 令和2年4月10日(金)～令和2年11月30日(月)

(4)取扱金融機関 宮城県内の農業協同組合、七十七銀行の宮城県内営業店

■問い合わせ・相談窓口

(農業) 宮城県 農政部 農業振興課 経営構造対策班

電 話： 022-211-2835 メール： nosinkt@pref.miyagi.lg.jp

(林業) 宮城県 水産林政部 林業振興課 みやぎ材流通推進班

電 話： 022-211-2912 メール： rinsinf@pref.miyagi.lg.jp

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

認定農業者に対して、農業経営改善計画に即して規模拡大その他経営改善を図るのに必要な長期低利資金を日本政策金融公庫が融資します。

新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を確認できた方については、特例措置（実質無担保化、貸付当初5年間実質無利子化）の対象となります。

■対象者

・認定農業者

※特例措置の対象者は新型コロナウイルス感染症の拡大によって経営に影響が発生していることを政策金融公庫が確認できた方

■支援内容（融資条件）

(1) 資金用途 農業経営の改善の前提として経営の安定化に必要な長期資金 等

(2) 貸付条件

○貸付限度額 個人 3億円（複数部門経営等は6億円）

法人 10億円（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）

○貸付利率 0.16～0.20%（令和2年4月20日現在）

特例措置として貸付当初5年間は実質無利子化

○償還期間 25年以内（うち据置期間10年以内）

(3) 取扱金融機関 (株)日本政策金融公庫

■問い合わせ・相談窓口

株式会社日本政策金融公庫仙台支店 農林水産事業

住所：宮城県仙台市青葉区中央1-6-35 東京建物仙台ビル

電話：022-221-2331

URL：<https://www.jfc.go.jp/>

農業近代化資金

意欲と能力を持つ農業を営む者等に対し、経営改善に必要な長期かつ低利の資金を融通します。

新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を融資機関が確認できた方については、特例措置（実質無担保化や貸付当初5年間実質無利子化等）の対象となります。

■対象者

・認定農業者，認定新規就農者，主業農業者[※]等

※農業所得が総所得の過半(法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、または農業粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)等の方をいいます。

■支援内容（融資条件）

(1) 資金使途 長期運転資金等

(2) 貸付条件

○貸付限度額 個人 18百万円 法人・団体・団体 2億円

○貸付利率 0.20%(令和2年4月20日現在) ※認定農業者が借り入れる場合:0.16~0.20%
特例措置として貸付当初5年間は実質無利子化

○償還期間 資金使途に応じ7~20年以内(うち据置期間2~7年)

○保証等 農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除

(3) 取扱金融機関 農協，農林中金，銀行，信用金庫等

■問い合わせ・相談窓口

最寄りの取り扱い融資機関

農協，農林中金，銀行，信用金庫等

農業経営負担軽減支援資金

経済環境の変化等によって、負債の償還が困難となっている農業者に対し、その償還負担の軽減を図るのに必要な資金を融通します。

新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を確認できた方については、特例措置（実質無担保化，貸付当初5年間実質無利子化等）の対象となります。

■対象者

以下の条件を満たす農業者（法人を含む）

- ・農業経営改善に取り組む意欲と能力を有するもの。
- ・60歳未満の者では、主として農業に従事(60歳以上の者の場合は後継者が農業に従事)しているもの。
- ・農業所得が総所得の過半を占めるもの。
- ・現に約定償還金の一部の返済が可能であるもの。

■支援内容（融資条件）

(1) 資金使途 営農負債の借換え

(2) 貸付条件

○貸付限度額 営農負債の残高

○貸付利率 0.20%

特例措置として貸付当初5年間は実質無利子化

○償還期間 10年以内(うち据置期間3年以内)

○償還期間 10年以内(うち据置期間3年以内)

○保証等 農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除

(3) 取扱金融機関 農協，農林中金，銀行，信用金庫等

■問い合わせ・相談窓口

最寄りの農協，農林中金，銀行，信用金庫等

経営体育成強化資金

意欲と能力をもって農業を営む者に対し、営農負債の償還負担を軽減するための資金等を長期低利で日本政策金融公庫が融資します。

新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を確認できた方については、特例措置（実質無担保化、貸付当初5年間実質無利子化）の対象となります。

■対象者

・主業農業者※、認定新規就農者 等

※農業所得が総所得の過半(法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、または農業粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)等の方をいいます。

■支援内容（融資条件）

(1) 資金使途 償還負担軽減資金

- ・再建整備資金：制度資金以外の負債の整理
- ・償還円滑化資金：既往借入制度資金等に係る負債の支払の負担軽減

(2) 貸付条件

○貸付限度額 再建整備資金 個人：1,000万円～2,500万円、法人：4,000万円
償還円滑化資金 経営改善期間中の5年間(特認の場合10年間)において支払われる既往借入金等負債の各年の支払金の合計額

○貸付利率 0.20%

特例措置として貸付当初5年間は実質無利子化

○償還期間 25年以内(うち据置期間3～10年以内)

(3) 取扱金融機関 (株)日本政策金融公庫

■問い合わせ・相談窓口

株式会社日本政策金融公庫仙台支店 農林水産事業

住所：宮城県仙台市青葉区中央1-6-35 東京建物仙台ビル

電話：022-221-2331

URL：<https://www.jfc.go.jp/>

漁業近代化資金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等に対し、種苗・育成費等に係る運転資金等、資本整備の高度化を図り、経営の近代化に必要な資金を融資します。

■対象者

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等

■支援内容（融資条件）

・貸付当初5年間実質無利子化、実質無担保化、保証料当初5年間免除

■その他

■問い合わせ・相談窓口

宮城県漁業協同組合 信用共済部 融資管理班

住所：宮城県石巻市開成1-27

電話：0225-21-5715

URL：<http://www.jf-miyagi.com/>

漁業経営サポート資金 ～短期運転資金関連～

新型コロナウイルス感染症による漁業経営への影響を受け、経営の維持や安定に向けた資金を必要とする漁業者を支援するため、無利子の短期運転資金を融資します。

■対象者

・新型コロナウイルス感染症の拡大によって漁業経営に影響が生じていることを融資機関が認めた漁業者

■支援内容（融資条件）

（1）資金用途 短期運転資金

（当面必要な人件費，種苗購入費，購買未払代金等の支払に要する経費等）

（2）貸付条件

○貸付限度額 以下の①又は②のいずれか低い額

①500万円

②新型コロナウイルス感染症の拡大による漁業経営影響額

○貸付利率 無利子（一部，利子負担が発生する場合があります）

○償還期間 2年（据置期間1年以内）

（3）借入申込期間 令和2年4月27日（月）から令和2年11月30日（月）まで

（4）取扱金融機関 宮城県漁業協同組合

■問い合わせ・相談窓口

宮城県 水産林政部 水産業振興課 企画推進班

電話：022-211-2935

メール：suishink@pref.miyagi.lg.jp

県税の徴収の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因し、収入が大幅に減少した場合には、県税の徴収を猶予します。

■対象者

令和2年2月以後の1か月以上の期間において、収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減）した場合で、県税等を一時に納付（納入）することが困難な者

■対象経費

納期限が令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間以後に到来する県税（証紙徴収に係るものを除く。）及びその延滞金等

■対象限度額

納付（納入）することが困難であると認められる金額

■申請期間

令和2年6月30日又は納期限のいずれか遅い日まで

■その他（期間、効果、申請方法等）

納期限から1年以内（法人二税の中間納付は確定申告書の法定申告期限まで）の期間に限り徴収を猶予
猶予期間の延滞金は免除

猶予のための担保の提供は不要

申請に当たっては、以下の事項を記載した申請書を管轄の県税事務所に提出

- ・新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実
- ・県税等を一時に納付（納入）することが困難である事情の詳細
- ・上記事実、資産・負債の状況及び収入・支出の状況を示す書類

※ 書類の提出が難しい場合には、管轄の県税事務所に問い合わせ願います。

■問い合わせ・相談窓口

【電 話】

大河原県税事務所	0224-53-3114
仙台南県税事務所	022-248-2963
仙台中央県税事務所	022-715-0624
仙台北県税事務所	022-275-9120
塩釜県税事務所	022-365-4193
北部県税事務所	0229-91-0706
北部県税事務所栗原地域事務所	0228-22-2123
東部県税事務所	0225-95-1520
東部県税事務所登米地域事務所	0220-22-6114
気仙沼県税事務所	0226-24-2531

農業保険（収入保険，農業共済）の保険料等の支払い期限の延長

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により農業保険（収入保険，農業共済）の掛金等の支払いが困難な方を対象に，支払い期限を延長します。

■対象者

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により，収入保険の保険料等や農業共済掛金の支払いが困難であることの申出を宮城県農業共済組合に行った農業者の方。

■内容

- ・農業共済

事業名		延長後の支払い期限	申出期限	備考
収穫共済	水稻	8月16日	7月31日	
	大豆	9月30日	7月20日	
	ばれいしょ	7月20日	4月30日	
	そば	8月31日	7月20日	
	果樹（減収総合一般方式）	9月30日	6月1日	りんご，なし
	果樹（樹体共済）	9月30日	6月30日	りんご，なし
資産共済	家畜	9月30日	加入者ごとの 支払期限 （納入通知書記載）	
	園芸施設			
	建物			
	農機具			

- ・収入保険

保険料，積立金，付加保険料（事務費）の支払期限を，保険期間の開始する日から起算して11か月を経過する日を限度に延長します。

■その他

詳しくは，宮城県農業共済組合に電話等で相談願います。

■問い合わせ・相談窓口

宮城県農業共済組合 【電 話】

本 所 022-225-6701
 県 南 支 所 0224-63-2012
 宮城中央支所 022-396-3070
 亘理名取支所 0223-34-5031
 六の国 支 所 0229-64-1380
 大 崎 支 所 0229-22-2141
 栗 原 支 所 0228-23-7111
 迫 支 所 0220-22-8411
 石 巻 支 所 0225-75-2331

【住 所】

仙台市青葉区上杉1-8-10
 角田市角田字町田113
 仙台市宮城野区岩切字昭和東112-3
 亘理町逢隈中泉字一里原28-8
 加美町字矢越226
 大崎市古川東町5-37
 栗原市築館字下宮野中田100
 登米市迫町森字平柳34-88
 石巻市鹿又字曾波神前172

URL : <http://www.nosaimiyagi.or.jp/>

中小企業等再起支援事業

新型コロナウイルス感染症の拡大によって業況が悪化し、経営の維持向上に支障をきたしている中小企業・小規模事業者が早期の再起を図るため、販路開拓や生産性向上、感染防止対策などの取組を支援します。

■対象者

以下の要件をいずれも満たすことが必要です。

- ・県内に本店を有する法人又は県内に住所を有する個人事業主
- ・新型コロナウイルスの影響により令和2年1月以降のいずれか1ヵ月間の売上高が、前年同月比で30%以上減少していること。
- ・新型コロナウイルスの影響から再起を図るための販路開拓や生産性向上等の経営計画を策定していること。
- ・令和2年3月31日までに創業していること。

■補助対象事業

【販路開拓のための事業例】

インターネット販売の強化費、Wi-Fi設備やキャッシュレス機器導入、新商品開発のための機械購入費、店舗リニューアルのための改装費 等

【生産性向上のための事業例】

従業員の作業導線の確保や整理スペースの導入のための店舗改装
新たに経理・会計ソフトウェアを購入し、決算業務を効率化する 等

【感染防止対策のための事業例】

啓発用ポスター、チラシの作成費、アクリル板・防護スクリーン、換気設備（換気扇、空気清浄機等）、サーモカメラの購入、施工にかかる費用 等

■補助対象経費

補助対象となる経費は、次の①～③のすべての条件を満たすものとなります。

- ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②令和2年12月末までに支払いが完了した経費
- ③証拠資料等（見積書、納品書、請求書、領収書、成果物）によって支払金額が確認できる経費

■補助率

3/4以内

■補助限度額

- ①販路開拓や生産性向上のための事業 上限100万円 下限50万円
 - ②販路開拓のために行う感染防止対策の事業 上限50万円
- ①、②のどちらか、または①②合わせて（上限150万円）での申請ができます。
1事業者1回のみ申請とさせていただきます。

■募集期間

8月3日（月）～6日（木）（4日間の消印有効）

※予算の範囲内での交付決定となります。

詳しくは下記相談窓口、ホームページをご覧ください。

■問い合わせ・相談窓口

・宮城県中小企業等再起支援事業相談窓口 022-211-3337
[受付時間]平日9:00～17:00

URL：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/covid19-saikisien.html>

IV 経済活動の回復及び強化に向けた支援

持続化補助（一般型）

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援します。

■対象者

小規模事業者等

■想定される活用例

- ・感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成
- ・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避

■補助率、補助限度額

補助上限：50万円

補助率：2/3

※上記に加えて「事業再開枠」を上乗せ。上限50万円を補助します。詳細は27ページ点線枠内を参照

■公募期間

3次締切：10月2日（金）当日消印有効

（2次締切は既に終了）

※3次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には2月（4次）に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表が行われます。（制度内容、予定は変更される場合があります。）

■問い合わせ・相談窓口

- ・全国商工会連合会

電話：03-6670-2540

URL：http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

- ・日本商工会議所

電話：03-6447-2389

URL：<https://r1.jizokukahojokin.info/>

持続化補助（コロナ型）

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組を支援します。

■対象者

小規模事業者等

■想定される活用例

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける中でも、営業を継続するため、店内飲食のみであった洋食屋が、出前注文を受け付けるためのwebサイトを作成し、来店しない顧客への販売を開始
- ・旅館が、自動受付機を導入し、非対面型のサービスを提供する

■補助率、補助限度額

補助上限：100万円

補助率：（類型A）2/3、（類型B又はC）3/4

※詳細は27ページ点線枠内を参照

※2月18日以降に実施した取組まで遡って補助します

※上記に加えて「事業再開枠」を上乗せ。上限50万円を補助します。詳細は27ページ点線枠内を参照

■公募期間

3次締切：8月7日（金）当日消印有効

（2次締切は既に終了）

※3次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には2月（4次）に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表が行われます。（制度内容、予定は変更される場合があります。）

■問い合わせ・相談窓口

- ・全国商工会連合会

電話：03-6670-3960

URL：http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_t/

- ・日本商工会議所

電話：03-6447-5485

URL：<https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>

ものづくり・商業・サービス補助

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援します。

■対象者

中小企業・小規模事業者等

■想定される活用例

- ・ 部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う
- ・ 感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増強する
- ・ 中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する対象経費

■補助率、補助限度額

補助上限：原則 1,000 万円

補助率：【通常枠】中小 1/2, 小規模 2/3

【特別枠（類型 A）】2/3, 【特別枠（類型 B 又は C）】3/4

【事業再開枠（特別枠の上乗せ）】上限 50 万円・定額（10/10）

※詳細は下記点線枠内を参照

■公募期間

申請開始：5 月 22 日（金）17 時

申請締切：8 月 3 日（月）17 時

※締切後も申請受付を継続し、令和 2 年度内には令和 2 年 11 月（4 次）、令和 3 年 2 月（5 次）に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表が行われます。（制度内容、予定は変更される場合があります。）

■問い合わせ・相談窓口

ものづくり補助金事務局

電話：050-8880-4053

URL：<http://portal.monodukuri-hojo.jp/>

■特別枠の申請要件（3つの補助事業に共通）

【申請要件】補助対象経費の 1/6 以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること

類型 A：サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと

類型 B：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと

類型 C：テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること

■事業再開枠の対象

○消毒、マスク、清掃、飛沫防止対策（アクリル板・透明ビニールシート等）、換気設備、その他衛生管理（クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム等）、掲示・アナウンス（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるもの）

※5 月 14 日以降に実施した取組まで遡って経費を補助します。

高収益作物次期作支援交付金（国庫事業）

市場価格が低落する等の影響を受けた野菜・花き・茶などの高収益作物について、次期作に継続的に取り組む生産者を支援します。

※補助金

■対象者

市場価格が低落する等の影響を受けた野菜・花き・茶などの高収益作物について、次期作に継続的に取り組む生産者（事業実施主体：生産者の組織する団体）

■対象経費

- 1 次期作に継続的に取り組む生産者への支援
次期作に継続的に取り組む野菜・花き・果樹等の高収益作物の生産者に対し、種苗等の資材購入や機械レンタル等を支援
- 2 需要促進に取り組む生産者への支援
需要促進に取り組む高収益作物の生産者に対し、新たな品種の導入や新たな販売契約に向けた対応などの取組を支援

■補助率、補助限度額

- 1 10a当たり5万円
- 2 10a当たり2万円×取組数

■その他（補助期間、成果品、選定方法等）

事業実施主体上記1，2とも、中山間地域等では支援単価を1割加算。また、政府の用意するセーフティネットへの加入を検討する生産者を支援。

■問い合わせ・相談窓口

宮城県 農政部 園芸振興室

電話：022-211-2843

メール：engei-shinko@pref.miyagi.lg.jp

肥育経営緊急支援事業

新型コロナウイルス感染拡大の影響による国内外の牛肉の需要減少により枝肉価格が低下し、肥育農家の経営悪化が懸念されます。このことから、肥育農家に対し、県内の子牛導入を奨励することで、肥育経営の生産基盤の維持を支援します。

■事業内容

肥育農家が肥育素牛を導入した際に、奨励金を交付します。

■事業要件

以下の要件をいずれも満たすことが必要です。

- ・肥育素牛は県内子牛市場から導入した12ヶ月齢以下の黒毛和種であること。
- ・導入した肥育素牛が牛マルキン（肉用牛肥育経営安定交付金制度）に申し込まれること。

■奨励金単価

2万円/頭

■1経営体当たりの奨励金上限頭数

100頭もしくは各経営体における牛マルキン発動頭数のいずれか少ない方

■事業対象期間

令和2年7月6日～令和3年3月末日

■事業実施主体

J A、畜産関係団体等

■問い合わせ・相談窓口

宮城県 農政部 畜産課

電話：022-211-2853

メール：tikusanpp@pref.miyagi.lg.jp

輸出先国市場変化対応施設等整備緊急支援事業

新型コロナウイルス感染症により、毀損した輸出商流の維持・確保，海外ニーズの変化や仕向先転換に対応するために必要な施設の新設及び改修，機器の整備に係る経費を支援します。

■対象者

水産加工品製造事業者，水産加工品流通事業者，中間加工事業者等

■支援内容

(1) 補助対象経費

①施設等整備事業

輸出先のニーズを満たすために必要な施設の整備（改修等含む。）及び機器の整備にかかる費用

②効果促進事業

輸出先国の規制がある場合，整備を迅速に行うために必要なコンサル費用や認証取得に係る費用等，

①の事業と一体となってその効果を高めるために必要な事業又は事務に係る経費

(2) 補助率：1／2以内

(3) 上限額：全体事業費1億円（下限額 50万円）

■問い合わせ・相談窓口

宮城県 水産林政部 水産業振興課 流通加工班

電話；022-211-2931

ＩＴ企業テレワーク導入・人材育成支援事業

（事業概要）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、在宅勤務等を可能とするテレワーク環境の構築に取り組む県内中小ＩＴ企業に対してその取組に係る経費の一部補助を行うことで、県内中小ＩＴ企業のテレワーク導入促進を支援します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で各種研修の受講ができない若手社員等のＩＴスキル向上のため、オンラインを用いた研修受講費等の一部補助を行うことで、県内ＩＴ企業の人材の育成・確保を支援します。

※補助金

■中小ＩＴ企業向けテレワーク導入経費補助金

県内中小ＩＴ企業がテレワーク導入時に要した機器購入費用の一部を補助する。

①補助対象：県内中小ＩＴ企業で下記の（イ）～（ロ）を全て満たした企業

（イ）テレワークを新規で導入すること又はテレワークを既に導入し拡充すること

（ロ）事業期間に新規でテレワークを実施する対象労働者が1名以上いること

（ハ）事業期間中にオンラインを用いて従業員が人材育成研修を受講すること

②補助対象経費：テレワーク導入又は拡充に係る機器等購入経費

（パソコン・タブレット等のハードウェアを含む）

ただし、厚生労働省の働き方改革助成金（テレワークコース）で定めている対象経費は除く

③補助限度額：750千円/社（PC等購入経費補助上限：100千円/台）

④補助率：1/2

■オンラインを用いた人材育成研修受講費等補助金

①補助対象：県内中小ＩＴ企業で下記の要件を満たした企業

・宮城県の中小ＩＴ企業向けテレワーク導入経費補助金の交付決定を受けていること

・研修受講生が下記の（イ）または（ロ）に該当すること

（イ）新卒者や非情報系企業からの職種転換者などＩＴに関する基礎知識等の習得が必要とされる者

（ロ）スキルアップのために転職をした社員や自ら顧客やビジネスを創出できる社員など社内の中核的人材となり得る中堅社員

②補助対象経費：オンライン研修受講費，教材費

③補助限度額：80千円

④補助率：1/2

■問い合わせ・相談窓口

宮城県経済商工観光部新産業振興課

電話：022-211-2479

メール：shinsanj@pref.miyagi.lg.jp

サプライチェーン構築支援

(事業概要)

海外から県内へ生産拠点を移転等する事業者に対して、経費の一部を助成するもの。

■対象者

- ・国の「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」の採択を受けた事業者

■対象経費（案）

- ①建物取得費
- ②調査設計費
- ③設備費等

■補助率、補助限度額、補助対象期間（案）

- ・補助率：対象経費の1/2（国の補助後の事業者負担分の1/2）
- ・補助限度額：1億円
- ・補助対象期間：令和3年3月31日まで

■その他

- ・公募方法等は現在検討中のため、決まり次第ホームページ等で周知します。

■問い合わせ・相談窓口

宮城県 経済商工観光部 産業立地推進課 企業誘致第二班

電話：022-211-2734

メール：sanrituk2@pref.miyagi.lg.jp